

○総務省告示第六十六号

無線機器型式検定規則（昭和三十六年郵政省令第四十号）第四条第一項ただし書の規定に基づき、平成十一年郵政省告示第二百四十六号（無線機器の型式検定に係る試験の方法等を定める件）の一部を次のように改正する。

令和元年六月二十日

総務大臣 石田 真敏

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

各 出 後	各 出 温
<p>別表 機器の測定回路及び測定方法</p> <p>以下の測定回路における、標準信号発生器、スペクトル分析器等にあっては、原則として、1×10^{-8}以上の精度を有する基準信号を入力するものとする。</p> <p>[1～17 略]</p> <p>18 船舶に設置する無線航行のためのレーダー</p> <p>試験を行う周波数は、使用可能な周波数とする。</p> <p>(1) 指定周波数帯幅</p> <div data-bbox="188 504 902 608" data-label="Diagram"> </div> <p>受検機器を動作させたときの指定周波数帯幅を測定する。</p> <p>チャープレーダーの場合、チャープ変調を行った状態で測定する。</p> <p>半導体素子を使用するVON電波のレーダーの場合は、PON電波成分とQON電波成分について、占有周波数帯幅を測定する。</p> <p>[(2) 略]</p> <p>(3) スプリアス領域における不要発射の強度</p> <p>試験方法は、次のとおりとする。</p> <p>[①・② 略]</p> <p>③ 測定手順</p> <p>受検機器を動作させ、スペクトル分析器により、測定周波数範囲の受信レベルの最大値を測定する。</p> <p>[ア 略]</p> <p>イ スペクトル分析器の設定は、次のとおりとする。</p> <p>掃引スパン：0 Hz</p> <p>分解能帯域幅：平成17年総務省告示第1232号の参照帯域幅による。</p> <p>ビデオ帯域幅：分解能帯域幅以上</p> <p>掃引時間：送信アンテナが回転する場合は、1回転に要する時間以上</p> <p>[(4)・(5) 略]</p>	<p>別表 機器の測定回路及び測定方法</p> <p>以下の測定回路における、標準信号発生器、スペクトル分析器等にあっては、原則として、1×10^{-8}以上の精度を有する基準信号を入力するものとする。</p> <p>[1～17 同左]</p> <p>18 船舶に設置する無線航行のためのレーダー</p> <p>試験を行う周波数は、使用可能な周波数とする。</p> <p>(1) 指定周波数帯幅</p> <div data-bbox="1167 504 1881 608" data-label="Diagram"> </div> <p>受検機器を動作させたときの指定周波数帯幅を測定する。</p> <p>チャープレーダーの場合、チャープ変調を行った状態で測定する。</p> <p>[(2) 同左]</p> <p>(3) スプリアス領域における不要発射の強度</p> <p>試験方法は、次のとおりとする。</p> <p>[①・② 同左]</p> <p>③ 測定手順</p> <p>受検機器を動作させ、スペクトル分析器により、測定周波数範囲の1MHzごとに受信レベルの最大値を測定する。</p> <p>[ア 同左]</p> <p>イ スペクトル分析器の設定は、次のとおりとする。</p> <p>掃引スパン：0 Hz</p> <p>分解能帯域幅（最大1 MHz）：$1 / (\text{送信パルス幅})$</p> <p>ビデオ帯域幅：分解能帯域幅以上</p> <p>掃引時間：送信アンテナが回転する場合は、1回転に要する時間以上</p> <p>[(4)・(5) 同左]</p>
<p>標準 総務省 [] の規格に準拠する。</p>	